

報道機関各位

令和8年9月1日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 清水 公雄

賃金指導官 田尻 大悟

(電話) 096-355-3202

最低賃金制度の
マスコット
チェックマン



令和8年度熊本県最低賃金の改正答申について —熊本地方最低賃金審議会—

1. 熊本地方最低賃金審議会（会長 本田悟士）は、令和8年7月3日（金）熊本労働局長から「熊本県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、熊本県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねた結果、本日9月1日（火）に結論を取りまとめ、同日熊本労働局長に対し「時間額1,092円」「令和8年12月1日発効」とする旨の答申を行いました。
2. 答申された「時間額1,092円」は、現行の熊本県最低賃金（時間額1,034円）を「58円」引上げるものとなっています。熊本地方最低賃金審議会においては、去る7月28日、中央最低賃金審議会から示された目安（熊本県の場合56円引上げ）を参考にしつつ、最低賃金法第9条第2項による三要素を総合的に勘案して慎重に審議を行い、答申をまとめられたものです。

※ 三要素・・・①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払い能力
3. この答申を受けて熊本労働局長は、令和8年12月1日からの効力発生（予定）に向けて、答申の内容についての異議申出などの所要の手続きを進めてまいります。

熊 本 県 の 最 低 賃 金 額 の 推 移

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）	発効日
平成18年	612円	3円	0.49%	平成18年10月1日
平成19年	620円	8円	1.31%	平成19年10月25日
平成20年	628円	8円	1.29%	平成20年10月17日
平成21年	630円	2円	0.32%	平成21年10月18日
平成22年	643円	13円	2.06%	平成22年11月5日
平成23年	647円	4円	0.62%	平成23年10月20日
平成24年	653円	6円	0.93%	平成24年10月1日
平成25年	664円	11円	1.68%	平成25年10月30日
平成26年	677円	13円	1.96%	平成26年10月1日
平成27年	694円	17円	2.51%	平成27年10月17日
平成28年	715円	21円	3.03%	平成28年10月1日
平成29年	737円	22円	3.08%	平成29年10月1日
平成30年	762円	25円	3.39%	平成30年10月1日
令和元年	790円	28円	3.67%	令和元年10月1日
令和 2 年	793円	3円	0.38%	令和2年10月1日
令和 3 年	821円	28円	3.53%	令和3年10月1日
令和 4 年	853円	32円	3.90%	令和4年10月1日
令和 5 年	898円	45円	5.28%	令和5年10月8日
令和 6 年	952円	54円	6.01%	令和6年10月5日
令和 7 年	1,034円	82円	8.61%	令和8年1月1日
令和 8 年	1,092円	58円	5.61%	令和8年12月1日（予定）